「社会福祉法人幸楽会 退職金共済制度」について

当法人では、常勤職員(第1種正規職員、第2種正規職員等、週40時間勤務の職員)に対して、下記の2種類の退職金共済に加入しております。

·(一財)秋田県民間社会事業福利協会

福利協会は、県内における民間公益事業の発展に寄与するため以下のような業務を行っています。

- (1) 退職共済事業
- (2) 福利厚生事業
 - 1. 講座、セミナー、育成事業(メンタルヘルス、接遇マナー等の講習会)
 - 2. 余暇活動への支援(会員交流事業ほか)
 - 3. 各種慶弔給付事業
 - 4. 割引優待斡旋事業(ほほえみカード/企業等提携)
- (3) 広報誌発行事業
- (4) 福利厚生センター業務委託事業 全国規模のソウェルクラブのメリットを最大限に活かし、会員のニーズに応じた多

種多様な福利厚生サービスを提供しています。

・掛金について (毎月給与からの天引きとなります。)

本人の掛金 基準給月額 35/1,000+負担金 400 円

事業主掛金 基準給月額 35/1,000

·(独医)福祉医療機構

「社会福祉施設職員等退職手当金共済制度」は福祉施設などに勤務されている方のための退職金制度です。

- ・掛金は事業主全額負担となっております。
- ・家庭の事情やご結婚等で退職した後の復職や他の法人に転職した場合に、退職金を受けずに、期間を合算(通算)出来る仕組みがあります。被共済期間が1年以上あり、退職後3年以内であれば、再び、この制度に登録している施設に勤務して加入した場合、期間を合算できます。

法人間の合意で期間継続する制度もあります。